

令和7年度 札幌市 施策に関する政策要望

令和 6年 9月
札幌商工会議所

1. 人材の確保・育成支援

- (1) 外国人材確保に向けた札幌の競争力向上策の構築（要望先：経済観光局、都市局）
- (2) 理工系学生の道内定着に向けた取組の拡充（要望先：経済観光局）
- (3) 旅客運送業界の人材確保に向けた環境整備（要望先：まちづくり政策局）
- (4) 建設業の人材育成および若年層の担い手確保に向けた支援（要望先：財政局、建設局）

2. 中小企業支援施策の拡充

- (1) 北海道を牽引する先端分野への参入支援（要望先：経済観光局）
- (2) G×関連事業への地場企業の参画促進（要望先：まちづくり政策局）
- (3) 中小企業のカーボンニュートラル実現に向けた取組への支援拡充（要望先：経済観光局、環境局）
- (4) 国内展示会・商談会出展に向けた支援（要望先：経済観光局）
- (5) 国の補助金における上乗せ措置の拡大（要望先：経済観光局）
- (6) 健康寿命延伸へ向けた食品関連企業との取組の推進（要望先：保健福祉局）
- (7) 札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の継続および周知・広報の強化（要望先：保健福祉局）

3. 新幹線開業を見据えた札幌広域圏の総合交通体系の確立ならびにまちづくり関連施策の推進

- (1) 北海道新幹線（新函館北斗-札幌間）の早期開業ならびに開業時期明確化（要望先：まちづくり政策局）
- (2) 札幌駅交通ターミナルの早期供用（要望先：まちづくり政策局）
- (3) 丘珠空港の機能強化（要望先：まちづくり政策局）
- (4) 都心アクセス道路の早期実現（要望先：まちづくり政策局）
- (5) 将来的なオリパラ招致活動再開に向けた競技施設等の更新（要望先：スポーツ局）

4. 観光振興施策の拡充強化

- (1) 宿泊事業者の現状に則した「宿泊税」の導入（要望先：経済観光局）
- (2) すすきの地区での公設観光案内所の設置（要望先：経済観光局）
- (3) 観光閑散期における誘客施策の継続実施（要望先：経済観光局）
- (4) バス駐車場不足への対応（要望先：経済観光局）
- (5) 札幌の国際競争力向上に資する国際会議および展示会の積極的な誘致（要望先：経済観光局）

5. 公共事業費の確保、入札制度等の改善

- (1) 働き方改革に対応した発注の推進と生産性の向上（要望先：財政局他、関連発注部局）
- (2) 物価高騰に対応した柔軟なスライド適用（要望先：財政局他、関連発注部局）

- (3) 安定的な建設予算の確保と発注時期の平準化（要望先：建設局他、関連発注部局）
- (4) 入札・契約制度の改善と最低制限価格の引き上げ（要望先：財政局他、関連発注部局）
- (5) 道路整備・除排雪体制の強化及び安定的な予算確保（要望先：建設局）
- (6) 印刷業界の実態に即した入札制度の検討と導入（要望先：財政局）

1. 人材の確保・育成支援

(1) 外国人材確保に向けた札幌の競争力向上策の構築（経済観光局）

人手不足の中、外国人材の確保に向けては、技能実習に代わる育成就労が新設されることとなったが、転職可能となるが故に、賃金の高い首都圏等への人材流出が懸念されるところである。

このため、既に他地域が実施しているように、札幌においても、移住するための費用や住宅費をはじめとする経費削減などの施策を講じることにより競争力を強化する必要がある。

ついては、下記のとおり要望する。

①移住に伴う費用補助や、市営住宅の開放等を通じた住環境整備の推進

②札幌の魅力を伝え働いてもらうためのプロモーションの実施

○札幌市では、外国人を含む首都圏からの移住者に対し、要件に該当する場合に移住支援金を交付し、移住者の経済的負担の軽減を図っております。今後も、国及び北海道の動向に注視しながら実施してまいります。

○また、日本での就職を希望する留学生が参加する合同企業説明会等の就職イベントを首都圏で開催することで、市内企業と留学生とのマッチングを支援することを検討してまいります。

○加えて、市内の中小企業等に対して特定技能外国人の雇用を働きかけるとともに、伴走型の採用・定着支援を行うことで、外国人材にとって魅力的な求人及び受入体制の整備を図ることを検討してまいります。【経済観光局経営支援・雇用労働担当部】

○なお、市営住宅は、住宅の確保にお困りの所得の少ない方に対して所得に応じた家賃で賃貸することを目的としておりますが、本来の目的を阻害しない範囲内で、地域の実情に応じた活用も進めているところです。【都市局住宅担当部】

(2) 理工系学生の道内定着に向けた取組の拡充

令和2年の国勢調査では、道内就業者の製造業へ従事する割合が低いことに加えて、道内理工系学生は道外への転出が多いことも相俟って「ものづくり産業」における慢性的な人手不足が課題となっており、今後ウピダス社や関連企業の進出により人材獲得競争が激化することが懸念される。

ついては、道内理工系学生の市内ものづくり企業への就業促進のため、下記のとおり要望する。

①企業と道内理工系学生との交流機会の拡大

②製造業における「さっぽろ圏奨学金返還支援事業」認定企業のさらなる拡充

○製造業等の「ものづくり産業」を始めとした企業の人手不足が、喫緊の課題であることは認識しております。

○このため、理工系を含む学生と企業とのマッチングを促進するため、オープンカンパニー・キャリア教育等の開催を支援することなどにより、学生と企業が交流できる機会の創出を検討してまいります。

○また、製造業を始めとした札幌市が認定する企業に学生が就職した場合に、奨学金の返還を支援する取組について、大学等とも連携しながら周知を行い、理工系を含む学生の地元定着を促進してまいります。【経済観光局経営支援・雇用労働担当部】

（３）旅客運送業界の人手不足対策に向けた環境整備

自動車運送業務における時間外労働の上限規制が４月から開始され、旅客・貨物運送業界では、ドライバーの人手不足も相俟って、人材確保が差し迫った課題となっている。

については、下記のとおり要望する。

①ドライバー確保に向けた免許取得補助や女性ドライバー育成等に係る予算の拡充

②旅客運送業界の魅力向上に資する支援策の拡充

○現在札幌市では、路線バス運転手を確保するため、各バス事業者で実施する新規採用者の大型二種免許取得費用助成に対する補助のほか、路線バス運転手の職業としての魅力を SNS や動画等で発信する事業を行っています。

○運転手不足は直ちに解決することが難しい問題であることから、今後もバス事業者と連携を図り、人材確保に向けてこれまで以上に取組を進めていきたいと考えております。
【まちづくり政策局総合交通計画部】

（４）建設業の人材育成および若年層の担い手確保に向けた支援

建設関連業界は、若年層の人材・担い手確保が喫緊の課題となっているが、働き方改革において労働時間が制限される中で、現場で人材育成に充てる時間の確保が困難となっているため、人材育成・技能継承の観点からも、現場での人材育成に必要な工期設定や、リスクリソグへの支援などが必要である。

業界では、魅力ある建設産業の再生に向けて、若年従事者の入職促進を図る職業体験など、就職意欲の喚起に繋がる事業を実施しているところではあるが、若年層の建設業への理解を深めるため、関連助成金の充実や工業系学科への支援に加え、普通科からの入職者確保の促進などの施策をさらに積極的に進めて頂きたい。

については、下記のとおり要望する

①現場における人材育成に要する時間を考慮した工期の設定

○土木工事の工期設定につきましては、国の指針に基づき策定した工期設定要領（土木工事編）において工種ごとの標準工期を定めているところです。引続き国や北海道の動向を確認しながら適切に対応してまいります。
【財政局管財部】

②除雪作業オペレーターの育成に係る補助金・助成金の創設、労働条件の改善

○除雪作業オペレーターの育成に係る取組として、大型特殊免許取得に係る費用の２分の１に相当する金額（上限４万円）の助成制度を設けているほか、除雪機械の運転技術の継承や若手オペレーターの育成を目的に除雪機械の実技講習会を行っております。

○また、除雪従事者の書類作成を支援する「作業日報などの提出書類の電子化」や、除雪機械にカメラやセンサーなど安全補助装置を設置することで、１名乗車が可能な除雪機械を増やすことによる除排雪作業の効率化・省力化など、従事者の労働環境改善に向けた取組を推進しております。

○今後も各除雪事業者や除雪事業協会からの声をお聞きしながら、引き続き除雪作業オペレーターの育成や担い手確保に必要な支援など、労働環境の改善に向けて取り組んでまいります。
【建設局雪対策室】

③総合評価落札方式における「若手技術者育成型」や「チャレンジ型」の拡大

○札幌市では若手技術者の活用・育成に資する総合評価落札方式の「人材確保・育成型」を設けており、引き続き、更なる活用を図ってまいるとともに、評価項目等の見直し検討を適宜行い、改善に努めてまいります。 ※別紙参照 【財政局管財部】

④業界イメージ向上や将来性の改善に向けた「さっぽろ建設産業活性化プラン」の推進や受発注者協働によるワークライフバランスの推進（建設局）

○令和2年に策定した「さっぽろ建設産業活性化プラン」は今年度末までの計画期間のため、次期プランとなる「さっぽろ建設産業活性化プラン2025」を3月末に策定し、業界のイメージアップに繋がるPR事業や生産性向上の取組を、業界と一体となって取り組んでまいります。

○また、プラン2025に基づき、週休2日工事の促進や早期発注などによる工事の平準化を図るほか、時間外や休日の作業依頼をしないウィークリースタンスの取組を徹底するなど、受発注者双方でワークライフバランスの推進に取り組んでまいります。

【建設局土木部】

2. 中小企業支援施策の拡充

（１）北海道を牽引する先端分野への参入支援（経済観光局）

室蘭市における航空機産業への参入支援、大樹町が進める宇宙産業の誘致など、道内でも先端的な分野への挑戦を支援する取組が広がっている。また、千歳市の次世代半導体工場は、道内企業が積極的に参加することで地域経済の活性化が期待される。

一方、札幌においては、域内での価格競争が厳しいことや工場用地の確保が困難であることなど課題が多い。

ついては、札幌のものづくり企業の更なる発展のためには、成長が見込まれる分野へ進出するための環境整備が不可欠であることから、従来の支援に加え、新分野へ挑戦する企業への支援を下記のとおり要望する。

- ①地元企業が先端分野に新規参入するための補助制度の拡充
- ②先端分野参入に関する既存補助金への上乗せなど札幌市による支援の拡充
- ③先端分野への新規参入に伴う工場用地取得時の補助制度の創設
- ④ラピダス社工場への機械器具納入やメンテナンス業務に、地域企業が参加できるよう、技術力向上に資する支援事業の実施

○札幌市では、地元中小企業の成長促進を図るため、新製品や新技術開発の取組への補助を通じた支援を実施してきたところです。

○また、「札幌圏設備投資促進補助金」においては、市内企業が、半導体や環境・エネルギーといった先端技術分野に係る工場、試験・研究・開発施設を新たに建設する場合には、最大10億円を補助しています。

○令和7年度は新たに、地元ものづくり企業による、航空機や宇宙、半導体などの高度な技術を要し、今後の需要拡大が期待される先端分野及びその関連分野への参入を支援するため、設備投資や人材育成などの参入前後の取組に対する補助を実施します。

○今後も、先端分野に新たに挑戦する市内企業の参入を促進するため、各種支援内容の充実を図ってまいります。
【経済観光局産業振興部、経済戦略推進部】

(2) GX関連事業への地場企業の参画促進

北海道には国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルがあるとされ、洋上風力発電や太陽光発電施設といったGX関連プロジェクトの進展が期待されているが、こうしたプロジェクトに地元企業の参入が叶わなければ地域経済の振興には繋がらない。

ついては、札幌市内でのサプライチェーンの構築や参入に必要な知識習得といった人材育成等についての支援の拡充を要望する。

○GX関連事業を支える人材の育成については、専門的な知見やノウハウが必要であり、北海道庁をはじめ関係機関等との協働のもと進めていくことが重要です。

○そこで、これまで各関係機関が担ってきた、洋上風力発電設備メンテナンス等の専門的な人材の育成に加え、今年度は新たに、チーム札幌・北海道が中心となり、次代を担う若手社会人や学生向けに、GXの意義や将来性に触れるセミナーを開催するなど、GXに携わる人材の裾野拡大に努めてきました。

○GX関連事業の集積に伴い、ますます高まる関連企業の人材需要に対応するため、今後も関係機関等と連携しながら、GXを支える人材の確保、育成を進めてまいります。

【まちづくり政策局政策企画部GX推進室】

(3) 中小企業のカーボンニュートラル実現に向けた取組への支援拡充（環境局）

カーボンニュートラルの実現に向けて、北海道・札幌市においてもGXの推進や産学官金の連携による取組が加速している。

こうした中、中小企業では対応する人材の不足や、設備投資に必要な資金調達において課題を抱える企業も多く、行政による具体的な取組指針や補助金等による一層の支援が必要となっている。

ついては、中小企業におけるカーボンニュートラルの取組みを推し進めるため、補助金のさらなる拡充や申請に係る手続きの簡便化を要望する。

○市内中小製造業において省エネ・脱炭素化を促進するモデルとなる取組を創出・支援するため、先進的な設備の導入及び設備の運用改善を行う取組に対して補助を実施しており、令和7年度は、CO₂排出量の大きな事業所も補助が可能となるよう、補助要件の緩和（CO₂削減率の撤廃）を行います。
【経済観光局産業振興部】

○また、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、令和4年度から事業者に対する自家消費型太陽光発電設備補助を実施しており、より使いやすい制度とするため、令和7年1月からはリースやPPAによる導入にも補助対象を拡充したところです。

○加えて、株式会社エナードとの連携協定に基づき、再生可能エネルギー電力を導入したい事業者を募り、安価に電力調達できる「SAPP-RO 再エネ共同購入プロジェクト」を実施しています。令和6年12月には、小樽市も同社と連携協定を締結してお

り、今後の募集時には小樽市の事業者も参加することにより、さらにスケールメリットが生まれる見込みです。

○その他、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車及び燃料電池自動車を購入した市民・事業者に対する補助や、ZEBやZEH-Mの建設を行う建築主等に設計費の一部を補助する制度を設けており、事業者のカーボンニュートラル実現に向けた取組への支援を継続してまいります。
【環境局環境都市推進部】

（４）国内展示会・商談会出展に向けた支援

北海道・札幌市では海外向け展示会・商談会出展支援に力を入れているが、輸出商談は言語や商習慣の違いにより、すぐに成果を得られるものではない。

一方で、まずは国内での販路開拓に関心を寄せる中小企業は多いが、特に高い成約を期待できる国内展示会等への出展には数十万円～100万円近い出展費用が必要となり、経営資源の乏しい中小企業にはハードルが高いものとなっている。

ついては、国内での展示会・商談会への出展機会の創出と出展に係る費用への補助金のさらなる拡充を要望する。

○国内の食に関する市場規模が人口減少に伴い縮小する中、新たに海外進出に取り組む企業を増やしていく必要があると考えています。

○札幌市では企業の海外進出を推進する方策として、経営基盤の強化に向けた国内販路の拡大に取り組む企業に対して、国内展示会や商談会への出展費用等の支援を行っております。

○展示会への出展企業などの声も踏まえ、より効果の高い展示会・商談会への機会創出に努めてまいります。
【経済観光局産業振興部】

（５）国の補助金における上乗せ措置の拡大

札幌市では、「事業再構築補助金」の上乗せ措置として、「札幌市事業再構築サポート補助金」を実施しているところであるが、第1回～第5回公募分までの採択事業者のみを対象とし、これ以降の採択事業者に関しては補助対象としていない。

ついては、昨今の人件費・電気代等の高騰により厳しい経営状況が続いているなか、思い切った新分野展開や事業再編等へ挑戦する企業の後押しとして、第6回以降の公募分の採択事業者に関しても補助対象とされたい。

また、補助金の申請・報告手続きにおける事業者の事務負担の軽減についても考慮していただきたい。

○札幌市では、新型コロナウイルス対策に係る国の交付金等を活用して、国の事業再構築補助金の上乗せ補助を実施しておりました。事業者の新分野展開や事業再編等に係る支援は引き続き重要と考えておりますが、持続可能な支援を行っていくため、上乗せ補助に替えて、事業再構築時に活用できる融資制度を利用する際の信用保証料の一部補給を実施しております。

○引き続き、札幌経済を支える中小企業を支援していくため、変化する社会経済情勢を見極め、適時適切な施策を検討してまいります。

【経済観光局経営支援・雇用労働担当部】

(6) 健康寿命延伸へ向けた食品関連企業との取組の推進（保健福祉局）

「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる期間である「健康寿命」を伸ばすことを目指している。

食生活に関する取組の実施にあたっては、行政と食品関連企業との情報交換等を実施するなど、より一層連携を強化し、食環境の整備を中心に健康寿命の延伸へ向けた取り組みを実施することを要望する

○札幌市は、市民の健康寿命延伸のため、昨年4月にウェルネス推進部を立ち上げ、産学官連携による市民向けの健康イベントを各所で開催し、健康意識の向上など普及・啓発を行っているところです。

○昨年9月に開催したチカホのイベントでは、貴所の会員企業にも出展いただき、全体で延べ約17,000人の市民に参加いただきました。

○今後は、出展企業の枠を拡大するなど、貴所との連携強化をより一層深め、取組を進めてまいります。
【保健福祉局ウェルネス推進部】

(7) 札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の継続および周知・広報の強化

札幌市では、平成30年より、高齢者の健康の保持・増進を目的として、札幌市内に在住する満65歳以上の住民を対象に、「はり」「きゅう」「あん摩マッサージ指圧」施術料金の一部を助成してきたが、現在は助成事業の見直し（廃止）が検討されている。

その理由の一つとして「利用者の少なさ」が挙げられているが、本事業の廃止によって鍼灸療法への門戸が狭まり、更なる利用者数の減少につながることを懸念される。また、業界で働く視覚障がい者等の労働機会の減少につながる可能性があり、健康寿命延伸の本旨と矛盾する。

については本事業の存続と、利用者増加のための周知・広報を強化するよう要望する。

○本事業については、外部委員による令和5年の行政評価の対象となり、「札幌市として事業の効果を把握することができず、高齢者の一部の方にしか受益がない制度となっており、市民への説明責任が十分果たせないのであれば、本事業は廃止すること。」との指摘がなされました。

○札幌市としては事業効果について市民への説明責任を果たすべく、エビデンスの確認等に努めてまいったものの、現状、市民への説明責任が十分果たせるものではなく、外部委員の指摘のとおり、本事業は廃止せざるを得ないものと考えております。

○一方で、利用者や視覚障がい者が働く施術所等を含めた業界への影響を最小限に抑えるため、関係団体の理解を得ながら意見交換や協議等を重ねており、経過措置期間を設けることを検討しております。

○事業廃止にあたっては、丁寧な周知を図るとともに、はり・きゅう・あん摩マッサージに対する市民理解を深めてもらえるような周知等にも努めてまいります。

【保健福祉局保険医療部】

3. 新幹線開業を見据えた札幌広域圏の総合交通体系の確立ならびにまちづくり関連施策の推進

(1) 北海道新幹線（新函館北斗-札幌間）の早期開業ならびに開業時期明確化

北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）は2030年度末の開業を目指し工事が進められてきたが、ここに来て2030年度末の完成・開業が極めて困難であるとの報告が鉄道・運輸機構から国土交通大臣になされたところである。

ついては、政府及び関係機関に対して「1日も早い札幌開業」と開業時期が早期に提示されるよう強力な要望活動を展開されたい。

○北海道新幹線は、首都圏はもとより、東北・北関東圏との新たな文化・経済交流を促進するとともに、道内経済を活性化するものであり、札幌延伸によって整備効果が最大化されるものであります。

○鉄道・運輸機構からの報告以降、国においては有識者会議が開催されており、12月には全体工程に関する議論が行われ、次の会議からは取りまとめの議論が進められるものと聞いています。

○国や鉄道・運輸機構に対しては、今後も検討の進捗状況に応じて丁寧な説明を求めていくとともに、全体工程の精査及び工程短縮策の検討、必要な予算確保など可能な限りの方策を実施し、1日も早い完成・開業を求めてまいります。

【まちづくり政策局総合交通計画部】

(2) 札幌駅交通ターミナルの早期供用（まちづくり政策局）

新幹線の札幌開業効果を全道に波及させ、最大化させるためには、札幌駅における二次交通への接続強化が不可欠であるが、札幌駅交通ターミナルの事業化が令和5年3月に決定し、整備が進められることになった。

しかしながら、北海道新幹線の開業時期の遅れに伴い、札幌駅交通ターミナルの供用が遅れることが懸念される。

現状、路上に分散された仮設バス停は観光客や市民にとって分かりづらく、不便を強いるものであり、こうした状況が長引くことは極めて問題である。

ついては、新幹線の開業時期に左右されることなく、予定通りに供用されるよう強く要望する。

○札幌駅交通ターミナルは、北5西1・西2地区市街地再開発事業と一体で整備されるものであり、再開発事業については、北海道新幹線の開業時期の遅れに関わらず、事業計画の見直しを進めているところです。

○札幌駅交通ターミナル完成までの間は多くの皆様にご不便をお掛けしてしまうことから、再開発組合やバス事業者等とも連携し、引き続きバス利用者の利便性維持に努めてまいります。

【まちづくり政策局総合交通計画部】

(3) 丘珠空港の機能強化

札幌市が「丘珠空港の将来像」で示した1,800mへの滑走路延長を2030年までに目指すこととし、早期事業化に向け国へ要望してきた結果、国土交通省の令和6年度予算において「丘珠空港を含む道央の航空ネットワークのあり方等について調査・検討」が盛り

込まれ、前進したところであるが、引き続き国と密に連携をとり、滑走路延長の早期事業化が実現するよう要望する。

一方、HACの新路線開設やFDA、トキエアによる運航などが寄与し、利用者数が増加傾向にあるものの、駐車場の不足や保安検査場の混雑が顕在化しており、これら課題の解決が不可欠である。

また、最寄りの地下鉄駅となる東豊線栄町駅では、バス停に向かうルートとして、エスカレーターは上りのみ（下りは階段）、小型のエレベーターが1か所だけとなっており、荷物を抱えた旅行者にとっては不便である。

については、以下について要望する

① 滑走路延長の早期事業化（まちづくり政策局）

○滑走路延長の早期事業化に向けては、滑走路延伸の2030年供用開始を目指し、2023年8月31日に、事業化の調査・検討が速やかに着手され円滑に進められるよう国へ要望を行ったところです。

○また、これに連動し、国等関係機関で構成される「丘珠空港機能強化検討会」において、滑走路延伸を含む各種機能の強化に必要な議論を行い、課題の洗い出しや情報の共有を図っており、今後とも国等関係機関と密に連携しながら取り組んでまいります。

【まちづくり政策局総合交通計画部】

② 空港ターミナルビルの機能強化

○丘珠空港の将来像に掲げる年間旅客数100万人程度に合わせて、今年度、空港ターミナルビルを所管する札幌丘珠空港ビル（株）が今後の空港ターミナルビルの拡張等に向けた基本計画を検討しており、札幌市としても必要な支援を行ってまいります。

○また、空港ターミナルビルと密接に関わる駐機スポットや駐車場といった施設を管理する国などの関係機関とも協議を進めており、今後も機能強化に向けて取り組んでまいります。

【まちづくり政策局総合交通計画部】

③ 栄町駅のエレベーターやエスカレーターの増設・拡張

○丘珠空港利用者の利便性向上のため、地下鉄栄町駅の交通結節機能の強化は重要と考えているところです。栄町駅のエレベーターやエスカレーターの増設や拡張については、新たな用地の確保など様々な課題がありますが、民間開発などの機会を捉えて実施することも含め、引き続き検討を進めてまいります。

【まちづくり政策局総合交通計画部】

（４）都心アクセス道路の早期実現（まちづくり政策局）

札幌都心部と高速道路とのアクセス性の向上は、夏期はもとより冬期間においても観光や物流などさまざまな面で定時性・速達性の向上が図られることで、都市機能や魅力を向上させる。また、札幌都心部に集積する高次医療機関への搬送や丘珠空港を活用した広域医療の点から、地方都市とのネットワーク向上に資するものである。

こうした中、都心アクセス道路については、国土交通省の令和3年度新規事業として採択され、現在、測量・調査に着手しているところではあるが、今後も札幌市として必要な予算確保と、遅滞のない事業実施により、早期に供用開始されたい。

○一般国道5号創成川通（都心アクセス道路）につきましては、令和6年度、国土交通省北海道開発局により、測量設計等を実施していると聞いております。

○札幌市としましては、当該事業が円滑に推進できるよう、引き続き、市民への情報提供など事業実施環境の整備に協力してまいります。

【まちづくり政策局総合交通計画部】

（５）将来的なオリパラ招致活動再開に向けた競技施設等の更新（スポーツ局）

オリパラ招致については、昨年11月開催のIOC理事会において、2030年・2034年大会の開催地が内定し、2038年大会についても2027年末までスイスと優先対話がなされることになったことを受け、札幌市では、市議会での議論や招致関係者意見交換会での協議を踏まえ、招致活動を停止したところである。

一方、1972年の冬季五輪で整備された競技施設は老朽化しており、更新が急務となっている。こうした施設は、将来的な招致活動再開のみならず、ウィンタースポーツ振興に必要なものであることを踏まえ、計画的かつ段階的な整備により更新を図っていくべきであり、整備計画を具体化されたい。

○1972年の冬季五輪で整備された施設のうち、札幌市で保有する月寒体育館、美香保体育館、大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場が持つ機能については、ウィンタースポーツの振興・裾野拡大を図るうえで欠かすことができないものであることから、建替更新などに向け検討を進めているところです。

○新月寒体育館の整備については、今年度、民間事業者からの提案があり、現在、その提案内容の精査・検討を行っているところです。

○月寒体育館が更新時期を迎える2030年頃を見据え、今年度中に方向性を検討の上、来年度、基本計画策定を目指してまいります。

○また、美香保体育館の後継施設となる新スケート・カーリング場については、必要な規模や機能などを整理した基本計画を今年度内に策定し、2030年頃の供用開始を目指して整備事業を進めてまいります。

○大倉山ジャンプ競技場及び宮の森ジャンプ競技場の両施設については、ジャンプ台の形状が現行の国際競技規則に適合していないことから、改修が必要な状況でございます。

○ラージヒルについては、W杯等の国際大会を継続開催していくために、2028年に迫るFIS公認更新期限に間に合うよう、先行して設計に着手するとともに、大倉山ジャンプ競技場でのノーマルヒル併設化に向け、ノーマルヒル整備予定地の環境保全対策の検討を進め、保全対策を講じた上で、設計・工事に着手してまいります。

【スポーツ局スポーツ部】

4. 観光振興支援

(1) 宿泊事業者の現状に則した「宿泊税」の導入

北海道・札幌市が検討中の観光振興を目的とした「宿泊税」の導入について、宿泊業においては、客室稼働率がコロナ禍以前に近い数字に戻って来ているものの、人材不足や人件費・電気代等の高騰により厳しい経営状況が続いている。そのような中、宿泊税が導入されれば、現在検討中の宿泊料金の値上げについて行うことが難しくなり、経営に大きな影響を与えることとなる。

また、宿泊税導入後は、特別徴収義務者となる宿泊施設が料金徴収の役割を担うため業務負担の増加やシステム導入費用が掛かる。このため、負担に見合う手数料の設定など、議論すべき部分が多く残されている。

ついては、本税導入において、税を徴収する立場である宿泊業界の現状を把握し、十分な協議を重ねた上での導入を要望する。

○特別徴収義務者となる宿泊事業者とは、継続的に丁寧な説明と意見交換を重ねてきたところであり、事業者の皆さまからは、特に徴収に伴う事務や金銭的な負担に関する要望が多かったところです。

○当該要望や議会議論なども踏まえ、先行導入自治体の事例や北海道で予定する取扱などを参考に負担軽減策について検討を進め、令和6年第4回定例会に札幌市宿泊税条例案を提出し、12月11日付で可決され、同日付けで公布しています。

○具体的な負担軽減策については、事務負担の軽減のため簡素でわかりやすい制度にすることを基本としつつ、金銭的な負担軽減策として、特別徴収事務に係る経費の一部を支援するための交付金制度を設け、制度導入から5年間は、納入いただいた宿泊税額の3.5%を交付し負担軽減を図っていきたいと考えています。

○また、宿泊税導入に伴って発生するシステム改修費については、上限額を設定の上、2分の1を基本に補助を実施する予定であり、北海道が実施する予定の補助と合わせると、上限額の範囲内のものについては、改修費の10割を支援できることになります。

○今後においても、早ければ令和8年4月からの課税開始に向けて、万全の態勢で導入することができるよう、引き続き、宿泊事業者の皆さまに対して丁寧な説明や周知を行っていきます。

【経済観光局観光・MICE 推進部、財政局税政部】

(2) すすきの地区での公設観光案内所の設置

札幌市では、JR札幌駅、地下鉄大通駅、大通公園に公設の観光案内所を設置しているが、すすきのには路面沿いの好立地な場所に20軒以上もの私設の観光案内所が設置されている。

しかし、一部の私設の観光案内所が行う不適切な案内により、地区全体のイメージダウンに繋がる恐れもあるほか、一般的な飲食店等を求めるインバウンド等のニーズに応えることが難しい状況となっている。

一方でスマートフォン等の普及により、手軽に観光情報を入手できる状況になっているものの、観光客が求める情報やサービスの適切な提供など、観光案内所の果たす役割は一定以上大きいと言える。

ついては、すすきの地区を訪れるインバウンド等の満足度向上に繋げるとともに、すすきの地区に誰もが安心して利用できる公設の観光案内所の設置を要望する。

○札幌市では、ＪＲ札幌駅、大通公園に観光案内所を設置しています。

○観光案内所は、観光客のおもてなしの最前線として、観光客が求める情報やサービスの適切な提供、地域の魅力発信など、利便性や満足度の向上に寄与する重要な役割を担っています。

○一方、スマートフォンの普及などのＩＣＴ技術の進展により、観光客の情報収集手段が変化する中で、観光案内所の持つべき役割は転換期を迎えていると考えられ、従来型の観光案内所の形態にとらわれることなく、時代・ニーズに合った観光案内所のあり方を検討する必要があります。

○そのため、令和６年１２月から地下鉄大通駅・すすきの駅内にＡＩ観光案内コーナーを設置し、ＡＩを活用した無人での観光案内サービスの提供を開始しました。

○これらの利用状況も踏まえながら、観光客のニーズの把握や観光案内所が担うべき役割を改めて整理し、デジタル技術の活用等も見据えながら、すすきの地区を含めた市内中心部における観光案内機能の在り方について検討していきます。

【経済観光局観光・MICE 推進部】

（３）観光閑散期における誘客施策の継続実施（経済観光局）

街に以前のような賑わいが戻り、観光客はコロナ禍以前に近い数字まで回復しているところではあるが、観光業界については人手不足や人件費・光熱費・原材料の高騰などにより、依然として厳しい経営環境が続いている。

また、繁忙期と閑散期の差が大きいことも課題であり、経営安定化に繋げていくには、観光需要の平準化に向けた誘客施策の実施が重要である。

ついては、閑散期における旅行支援や大型イベントの誘致および開催に係る経費の補助など、これまで以上の誘客施策を要望する。

○札幌市では、観光閑散期における誘客施策としまして、今年度より、札幌市への誘客及び観光振興への効果が期待される大規模イベントを対象とした補助制度を設置し、誘致・開催支援の取組を進めております。

○この補助金を活用した補助事業の第一弾として、eスポーツゲームの「APEX LEGENDS」の世界大会が今週１月２９日から２月２日まで開催されます。大会期間中は３万人以上の集客が見込まれていますほか、大会の様子は世界に同時配信され、昨年度は平均約１８万人が視聴されていますので、市内への大きな経済効果の創出だけではなく、札幌の国際的な知名度の向上にも寄与するものと期待しています。

○来年度につきましても、本補助金の継続を予定していますので、観光閑散期における大型イベントの誘致・開催に向けた取組を進めていきたいと考えています。

【経済観光局観光・MICE 推進部】

（４）バス駐車場不足への対応

都心におけるバス乗降場の不足により、多くの待機バスが滞留しており、渋滞を誘発する要因ともなっている。札幌駅バスターミナルの一時閉鎖による路上の仮設バス乗降場設置や、冬季間には除雪による雪山で走行車線が減少することから、こうした状況に輪をかけている。

また、バスの夜間駐車場が不足していることから、市外から来る貸切バスの駐車場が手配できず、本市における団体旅行の機会損失を招いている。

については、再開発が進まない土地などを一時的にバス駐車場として活用するなど柔軟な対応を図られたい。

○市内中心部の観光バス駐車場につきましては、大通地区（大通東2丁目）の観光バスの駐車場に最大 26 台のバスが駐車可能であるほか、令和6年6月からは、すすきの地区（南8条西2丁目）の観光バス駐車場に最大 30 台のバスを駐車可能にしています。

○また、令和6年7月からは、関係団体からの要望を踏まえ、大和ハウス プレミストドーム（札幌ドーム）の駐車場においてもイベント等がない日にバス専用夜間駐車場としての供用を開始し、最大 50 台のバスが駐車可能となっています。

○現在、これらの取組で市内中心部の観光バス駐車場の平均稼働率は約5割となっていますが、夜間の稼働率は時期によっては高くなるため、引き続き観光バス駐車場の需要や観光客の動向等を注視し、市内中心部における観光バス駐車場の在り方について検討していきます。

【経済観光局観光・MICE 推進部】

（５）札幌の国際競争力向上に資する国際会議および展示会の積極的な誘致

札幌市が事業の実施を予定している「新 MICE 施設整備事業」について、新型コロナウイルスの影響により中断されていた協議が再開される予定だが、当初計画より開業の遅れや事業の縮小などの可能性もある一方、MICE がもたらす効果は、経済波及効果や観光振興だけでなく、ビジネスチャンス等の創出を促すほか、札幌市が国際的な街として知名度の向上に繋がるなど、地域への波及効果が大きい。

また、アクセスサッポロの後継施設として、月寒グリーンドーム跡地に「新展示場」が 2027 年に開業予定であるが、このような大規模展示場は国際会議や展示会の誘致にも非常に効果的であると言える。

については、新規に開業する大規模展示場の活用はもちろん、既存の施設も活用するなど、札幌市の MICE における国際競争力の向上に繋がるよう、国際会議や展示会の積極的な誘致を要望する。

OMICE は多くの集客が見込め、参加者一人当たりの消費額が大きい傾向から、幅広い産業に高い経済効果を生み出すとともに、国際的な都市ブランドの向上等が期待されることから、国際的な会議や展示会など MICE 誘致の取組を進めています。

○今年度の取組としましては、札幌市が誘致を続けていた ASEAN 地域の旅行業界のトップらが集う「ASEAN TA 年次総会」が開催されたほか、近年、主催者から求められている都市のサステナビリティへの取組を推進するため、「サステナブルな MICE 開催のためのガイドライン」の策定を予定しています。このガイドラインをもとにサ

ステナビリティに関するMICE関連事業者の取組水準の向上を図るとともに、国内外にも発信し、持続可能な開催地としてのプレゼンスを示していきたいと考えています。

○また、来年度は、10月に東洋東南アジアライオンズフォーラムが開催されます。総参加者数は、札幌市の国際会議で過去最大規模のとなる12,000人を予定していますので、札幌市としましても、本フォーラムが円滑に開催できるよう支援を進めていきます。

○さらに、これまで市内での受入が困難であった大規模MICEの誘致に向けて、新展示場の整備を進めるとともに、新MICE施設の整備についても引き続き検討していきます。

【経済観光局観光・MICE推進部、産業振興部】

5. 公共事業費の確保、入札制度等の改善

（１）働き方改革に対応した発注の推進と生産性の向上

働き方改革に伴う労働基準法の適用開始に伴い、多くの公共工事では、週休2日が実現できている一方で、民間工事では足並みが揃っていない状況である。

また、公立学校の改修工事においては施工時期や曜日の制約があり、技能者の手配に苦慮している。

働き方改革の実現のためには発注側の理解と協力、また工期・工事額・コスト等が適正であることが前提であり、賃上げ実現のためには労務費・一般管理費等の更なる引き上げや生産性向上が必要である。

ついては、下記のとおり要望する。

①働き方改革に伴う労務単価、経費率の見直し

○働き方改革に伴う積算価格への対応として、労務単価については、時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映した単価改定を令和6年3月に行い、また、土木工事の経費率については、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映した積算基準の改定を令和6年4月に行ったところです。引続き国や北海道の動向を確認しながら適切に対応してまいります。

【財政局管財部】

②点検業務、遠隔臨場などによるICT利活用の推進

○橋梁やトンネルなどの道路施設の点検においては、ドローンや走行型トンネル計測車などの点検支援技術の活用による作業の効率化や安全性向上に取り組んでいるところです。

○また、工事等においては、遠隔臨場や工事情報共有システム（ASP）、ICT活用工事などにより、業務の効率化や生産性向上に取り組んでいるところです。

○今後も、生産性向上に向けて、業界の意見も聞きながら取組を進めてまいります。

【建設局土木部】

③工事関係書類の簡素化、省力化による生産性向上の推進

○工事関係書類の簡素化については、平成21年に「工事書類簡素化要領」を策定し、適宜、見直しを行い、必要な書類を明示してきたところです。今後も、見直し内容の周知を行うと共に、国が作成している不要な書類作成を防ぐためのスリム化ガイドなどを参考にした、札幌市版を作成し、更なる簡素化に努めてまいります。【財政局管財部】

○また、工事書類の電子化を標準とする取組を進めるほか、工事情報共有システム（ASP）の活用により、受発注者双方で生産性向上に努めてまいります。

【建設局土木部】

④民間工事における週休2日制実現に向けた法整備や発注側の監督強化

○民間発注工事における週休2日工事の実施は、依然として厳しい状況にあると認識しております。

○そのようななか、国は、工期や価格の設定などにおける発注者と受注者との対等な関係構築を目指し、平成23年に策定した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を令和6年12月にも改定し、国土交通省のホームページなどを通して広く周知しているところです。

○これらの動向を注視し、国や北海道とも歩調を揃えて対応してまいりたいと考えております。

【都市局建築部】

⑤公立学校の改修工事における施工時期や曜日の見直し（都市局）

○施工時期については、学校運営に極力支障のないよう、学校など関係機関との調整や工事内容を精査しながら、引き続き、可能な限り一定時期に工事が集中しないようにしてまいりたいと考えております。

○また、従来から学校など関係機関に対して理解と協力を求めています。設計や施工段階における協議を充実させ、工事の進行に支障をきたすことのないよう、より丁寧な調整に努めてまいります。

○なお、学校の大規模な改修工事においては、施工時期を柔軟に設定できるよう、仮設校舎を設置するなどの方策について検討を進めているところです。【都市局建築部】

⑥公共工事における労務費・資材費・経費について、民間工事と同水準への引き上げ

○本市発注工事における労務費・資材費・経費など工事の積算価格については、労務費調査などの市場調査を踏まえて設定される国・北海道の積算基準に準じた取扱いをしていることから、同じ積算基準により札幌市内で施工する国や北海道の動向を確認しながら対応してまいります。

【財政局管財部】

（２）物価高騰に対応した柔軟なスライド適用

金融市場の不安定化や国際情勢の悪化等により、資材及び燃料価格が高騰し、建設関連のあらゆる資材が価格上昇している。こうした状況は今後も長期化が予想され、コスト増加分を企業努力のみで吸収することは非常に困難な状況となっている。

こうした中、札幌市ではスライド条項の適用により、資材価格高騰等に対応していただいているところではあるが、本制度は適用期間など課題となる点が多いため、更なる柔軟な対応が必要である。

については、下記のとおり要望する。

①最盛期である工事竣工2か月前を期限に、適用するスライド条項の種類を選択・手続きをする必要があることから、手続きの簡素化

②単品スライドやインフレスライドの適用が容易となるよう、主要対象品目の合計増額分が1%を超えた場合は対象にするなど、柔軟に対応できる運用の変更

○スライド条項については、国のマニュアルに準拠して運用しているところですが、より効果的・弾力的な運用に向けた基準の見直しについて、札幌市としても昨年6月に国へ要請したところです。
【財政局管財部】

③入札後に工事内容に変更が生じた際の柔軟な設計変更の実施

○契約締結後に、現場条件などに変更が生じた場合には、札幌市の「請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき、受発注者の協議により設計変更で対応しております。
○なお、施工の急を要するものや、軽易なものについては、協議簿による受発注者の協議・承諾により設計変更手続き前の事前着手が可能なため、現場への影響が最小限となるよう対応してまいります。
【建設局土木部】

④実勢価格との乖離の是正

○予定価格には、最新の取引価格を適切に反映させるように、主要な資材である鋼材、燃料等の単価は毎月改定を行い、その他の資材についても、更新頻度を見直すなど対応に努めているところです。
【財政局管財部】

（３）安定的な建設予算の確保と発注時期の平準化

建設・設備工事業界は、地域のインフラ整備・維持や近年頻発している自然災害時の復旧業務を支える重要な役割を担っており、その役割を果たすためには、一定の事業量の確保や実勢に沿った適正価格での受注により、企業経営の安定化を図る必要がある。

また積雪寒冷地である北海道では、繁忙期と閑散期の格差が大きく、工事が減少する冬季は道外への人材流出が見られる。

こうした中、安定した経営を維持し、人手不足の中、限られた要員で効率的な施工体制を確保するために、下記のとおり要望する。

①公共工事における安定的な予算と事業量の確保

○アクションプラン2023では、道路や公園の整備・維持更新に加え、学校や清掃工場等の市有建築物の老朽化対策事業のほか、再開発事業等の街のリニューアルに関する事業などとして、令和5年度から令和9年度までの5年間で総額8,029億円、年間約1,300～1,700億円を確保しております。
【建設局土木部】

②経営安定化のための発注時期の平準化

○これまで同様、債務負担行為を活用した早期発注や余裕期間制度を適用した工事発注などにより、工事施工時期の平準化に努めてまいります。【建設局土木部】

③人員確保を目的とした早期の工事発注

○債務負担行為を活用した早期発注や余裕期間制度を適用した工事発注は、施工時期の集中による人員や資機材の需要ピークの分散が期待されることであり、引き続き早期発注などによる工事発注に努めてまいります。【建設局土木部】

④積算基準に関する大都市補正の対象工種の拡大

○札幌市では、大都市補正の適用工種について国の積算基準に準じた取り扱いをしており、現在適用外となっている工種への拡大や率の上乗せにつきましては、同じ積算基準により札幌市内で施工する国や北海道とも情報共有しながら、対応を検討してまいります。【財政局管財部】

（４）入札・契約制度の改善と最低制限価格の引き上げ

令和5年の道内建設業の倒産件数は前年比で3倍に増加しており、人手不足や資材高騰による利益低下が要因とされている。特に人手不足が深刻な技能労働者の確保には賃上げが不可欠であり、その財源となる企業の利益確保が重要である。

一方、公共事業の工事発注における最低制限価格は、資材・燃料の高騰により実勢価格との乖離が生じており、利益の確保が困難となっている。

ついては、地域を担う地元中小建設業者の健全な企業経営のため、下記のとおり要望する。

①札幌市独自の基準によるさらなる低入札価格調査基準率・最低制限価格率の引き上げ（財政局）

○現在、ここ数年で新たに増加している費用がどの程度企業負担に影響を与えているかについて業界団体を通じて実態把握を行っているところであり、その結果を踏まえて、適切に対応してまいります。【財政局管財部】

②地元優先発注の推進、入札参加資格の規制強化

○工事における地元建設事業者の優遇については、「札幌市工事請負契約に関する基本方針」に基づき、札幌市発注工事においては、原則として地元建設事業者へ優先発注を行っております。

○引き続き、競争性・公平性に留意しつつ、多様な入札方式の活用などにより、地元建設事業者の受注機会の確保に努めてまいります。【財政局管財部】

③複数年契約の導入や総合評価落札方式の拡大による「くじ引き入札」の抑制、さらには見積り方式の積極的導入など、多様な入札契約方式の活用の推進

○債務負担行為を活用した複数年契約のほか、入札における適切な競争性を確保しつつ、企業の技術力や取組を評価するため、総合評価落札方式や成績重視型を活用していくとともに、入札不調が顕著な工事について見積活用方式を試行的に導入するなど、多様な入札契約方式の活用を引き続き図ってまいります。【財政局管財部】

④業務等級発注標準金額の各等級上限金額付近での発注

○発注等級につきましては、札幌市の「一般競争入札参加資格のガイドライン」に基づき、等級別発注標準金額のほか、業務内容の難易度などを考慮し発注しているところです。

○今後もガイドラインに基づき発注してまいります。【建設局土木部】

⑤交通費上昇分を含めた予定価格の積算

○通勤等の交通費に関しましては、国・北海道の積算基準に準じて予定価格を積算しており、引続き、国や北海道の動向を確認してまいります。また、建設機械に用いる軽油やガソリン等の燃料費については、直近の物価資料等に掲載されている実勢の価格を反映しており、引き続き、適正な予定価格の積算に努めてまいります。【財政局管財部】

(5) 道路整備・除排雪体制の強化及び安定的な予算確保

北海道開発局と札幌市では令和4年8月に「道路除排雪に関する協定」を締結し、緊密かつ組織的な連携・協力体制の強化を図りながら、道路除排雪の取組を進めていると認識している。

しかしながら、札幌市内の特に中心部において、道路脇の雪山発生に伴う車線減少や、荷捌き車輛の一時停車等の影響により慢性的な交通渋滞が発生し、事業者の生産性を下げる要因になっている。

については、ドライバーや市民の安心・安全の更なる確保と、運転時間の短縮による事業者の生産性向上のため、下記のとおり要望する。

①安全な路面維持に伴う道路整備の強化

○幹線・補助幹線道路の舗装修繕工事（オーバーレイ工事）については、令和6年3月に新たな計画を策定しており、本計画に基づき、予算の平準化を図りながら工事を実施しております。

○新たな計画では、従来のペースで工事を実施すると、将来、道路舗装の損傷が進行することが予測されたため、令和6年度以降は、これまでの約2倍となる約40億円の予算を確保しているところです。

○今後も、道路舗装の状況を点検し、効率的かつ計画的な工事を実施していけるように、適宜、計画を見直しながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

【建設局維持担当部】

②市内全域、特に中心部における除排雪の強化

○札幌市では、冬期間の市民生活や社会経済活動を支えていくため、交通量や幅員などの特性に応じて、道路種別ごとに除雪水準を定め、効率的・効果的な除排雪の実施に努めております。

○また、令和3年度の度重なる大雪を受け、令和4年度から、大雪傾向の場合には、幹線道路やバス路線における排雪作業の前倒しや作業の強化を実施することとしております。

○今後も気象等の状況に応じて適宜道路パトロールを実施し、路面や幅員の状態を把握するとともに、計画的な排雪に加えて、拡幅除雪や交差点排雪、路面整正作業や凍結防止剤散布を的確に実施するなど、冬期間の渋滞緩和や円滑な交通確保に努めてまいります。

○なお、札幌駅周辺では、バスターミナルビルの改築に伴いたくさんの仮設バス乗降場が設置されたことから、専属の作業班を確保し、除排雪作業を強化しております。

【建設局雪対策室】

③通行止め時の車両待機スペースの確保等

○都心部においては迂回路が確保されていることから、車両待機スペースの確保について現時点では考えておりませんが、国道などを所管する他の道路管理者とも情報共有を図ってまいります。

【建設局総務部】

④短期間の集中的な大雪時の大規模な立往生が発生する前の通行止めの実施並びに集中除雪により早期途絶の回避

○大雪・暴風雪等の悪天候により交通障害が予想される場合は、北海道開発局や北海道等で組織する大雪・暴風雪時の道路管理者間情報連絡本部を開催し、関係機関と協議のうえ、必要に応じて事前に通行規制等の対応を行ってまいります。

○特に、冬期間、事故の危険性が高いと想定される道路（道道小樽定山溪線など）については、事前に時期を指定し通行規制を行っております。

○また、札幌市の大雪時の対応指針では、大雪時には緊急輸送道路やバス路線など交通量が多い重要路線を中心に、必要に応じて緊急除雪または緊急排雪を実施することとしております。

○今後も短期間の集中的な大雪を含め気象状況や道路状況に応じて臨機に対応し、円滑な交通確保に努めてまいります。

【建設局総務部、雪対策室】

⑤道路除排雪事業における安定的な予算の確保

○今年度の除雪費は、安定的な除排雪体制の確保につながるよう、公共労務単価等の上昇分を反映するとともに、令和3年度の大雪を踏まえ、予測のつかない気象の変化に対して、運搬排雪の前倒しや強化など、より機動的な除排雪を実施するための予算も計上しております。

○今後も引き続き、道路状況や降雪状況に応じた適切な除排雪を実施するため、必要な予算の確保に努めてまいります。 【建設局雪対策室】

（６）印刷業界の実態に即した入札制度の検討と導入

印刷物のデザイン等は、落札・契約後に担当部局と印刷業者との打合せで決定するため、入札時はデザインや技術力で評価されているとは言い難く、ダンピング合戦の要因となっている。ダンピングにより材料費高等や人件費上昇分を吸収することができず、地場産業育成につながっているとはいえない状況を踏まえ、印刷物に係る入札制度の改善を図られたい。

○印刷物の発注においては、印刷物発注ガイドラインを制定し、基本的に物品契約（印刷物の製造）と役務契約（デザイン制作業務）を分けて個別に調達することとしております。各発注部局に対しては、研修等の機会を通じて、引き続き周知徹底してまいります。

○また、現在、契約管理課における公開見積合せによる「一般印刷」、「フォーム印刷」及び「特殊印刷」の調達では、参加条件を市内事業者のみに限定する要件を設ける取組などを実施しているところでありますが、引き続き地元企業の受注機会の確保に向けた取組みなど入札制度の改善について研究してまいります。 【財政局管財部】